

回覧

鬼建発第2号
令和8年4月10日

各位

鬼北町長 兵頭 誠亀
(公印省略)

令和8年度木造住宅耐震診断及び耐震改修工事等の補助について

老朽化した木造住宅は、大地震により倒壊の危険性が高く、倒壊によって人命を失わないために、住宅の耐震化を図る必要があります。近い将来発生が予想される大規模地震に備えて、家の耐震診断を行い、耐震改修工事等を行きましょう。

木造住宅の耐震診断や耐震改修工事等を行う方に、下記のとおり費用の一部を助成します。希望される方は申し込みください。

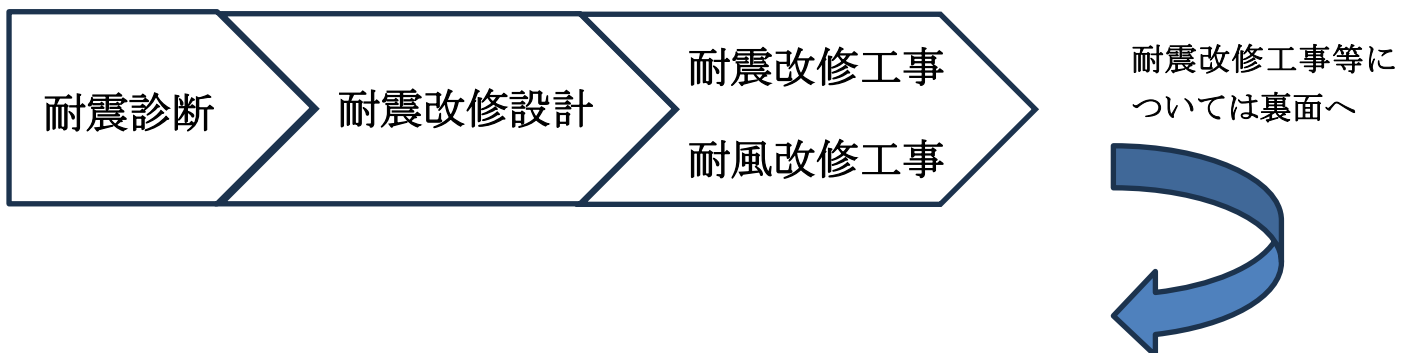
記

【耐震診断】住宅の耐震性を診断する費用を補助します。※**先着順**で予算の範囲内

対象建物	① 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（在来軸組み工法） ② 階数が2階以下、延床面積が500㎡以下 ③ 次の用途の住宅が該当 ・専用住宅（共同住宅および長屋住宅は対象外） ・併用住宅（延べ面積の過半の部分が住宅の用途に供されているもの）
対象者	① 対象となる住宅の所有者 ② 住宅の所有者が町民税等を完納していること
補助制度	① 耐震診断技術者派遣制度（先着10戸） ・「愛媛県建築士会木造住宅耐震診断技術者派遣名簿」に登録された耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行います。 ・【自己負担額：無し】 ※但し、耐震診断評価を希望する場合は評価料（3,000円または9,900円） ② 耐震診断補助制度（先着2戸） ・「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所を申請者が選定し行う耐震診断費用の補助を行います。 ・【補助金額】耐震診断費用の 3分の2以内 で 限度額2万円

診断料は無料

※耐震診断を受けた後に、裏面の耐震改修工事等の補助を使うことができます。



【耐震改修工事等】住宅の耐震改修工事等の費用を補助します。※先着順で予算の範囲内

対象建物	① 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（在来軸組み工法） ② 階数が2階以下、延床面積が500㎡以下 ③ 次の用途の住宅が該当 ・専用住宅（共同住宅および長屋住宅は対象外） ・併用住宅（延べ面積の過半の部分が住宅の用途に供されているもの） ④ 耐震診断の結果、 <u>上部評点が1.0未満であるもの</u>
対象者	① 対象となる住宅の所有者 ② 住宅の所有者が町民税等を完納していること ③ 補助金交付対象となる木造住宅に、明らかに法律違反がないこと
補助制度	① <u>耐震改修設計補助（先着4戸）</u> ・【要件】耐震改修工事を実施するもの ※改修設計のみの実施は対象とならない ・【補助金額】補助対象経費の <u>3分の2以内</u> で <u>限度額20万円</u>
	② <u>耐震改修工事補助（先着5戸）</u> ・【要件】 ・ <u>改修後の上部構造評点が1.0以上となること</u> ・耐震改修工事監理がされるもの ・リフォーム瑕疵保険の加入がされたもの ・現に居住の用に供しており、改修後も居住の用に供するもの ・【補助金額】補助対象経費以内で <u>限度額115万円</u>
	③ <u>耐震改修工事監理補助（先着5戸）</u> ・【補助金額】補助対象経費の <u>3分の2以内</u> で <u>限度額2万円</u>
	④ <u>耐風改修（瓦屋根）工事補助（先着2戸）</u> ・【要件】 ・公的機関により安全性の評価を受けたもの、構造計算により安全性が確かめられたもの又はその他知事が認めるものを設置すること ・現に居住の用に供しており、耐風改修工事後も居住の用に供するもの ・【補助金額】補助対象経費以内で <u>限度額55.2万円</u>


※申し込みを希望される方は、事前にご相談ください。

※申込用紙等は、鬼北町役場建設課と鬼北町ホームページにあります。

【代理受理制度】耐震改修等にかかった費用から補助金額を差し引いた額を業者に支払い、補助金は町から業者に直接支払う制度をご利用できます。

【受付期間】令和8年4月10日（金）～令和9年1月29日（金）（土日、祝祭日を除く）

【問い合わせ先】 鬼北町役場 建設課 都市計画・管理係 担当：竹場

 0895-45-1115（内線2411）